

令和5年度第5回
松戸市成年後見制度利用促進協議会 資料

令和6年3月19日（火）
松戸市 地域包括ケア推進課・障害福祉課

令和5年度 松戸市成年後見制度利用促進協議会について

① 広報機能

② 相談機能

③ 利用促進機能

④ 後見人支援機能

⑤ その他

第1回 5/30

今年度の協議会テーマについて

① 広報機能

- ・ニーズ調査について

⑤ その他

- ・公的支援の実施状況

第4回 11/28

③ 利用促進機能

- ・c)日常生活自立支援事業からのスムーズな移行

全機能共通

- ・地域ケア会議からみる成年後見制度に関する課題

第2回 7/25

① 広報機能

- ・ニーズ調査の結果からみる傾向や課題

④ 後見人支援機能

- ・成年後見人等選任前後における課題

第6回 3/19

- ・令和5年度のまとめ
- ・令和6年度の協議会について

第3回 9/26

① 広報機能

- ・「支援者向け手引き」の見直し

② 相談機能

- ・相談受付状況
- ・相談場面における課題

① 広報機能

◎年度当初目標

- ・後見業務の実態を伝え、理解してもらう
- ・成年後見制度の有効性を体感としてわかってもらう
- ・支援者が制度の内容を理解した上で、適切な窓口に繋げる。

◎令和5年度の活動

- ・市内15地区で講演会および個別相談会の開催 ※参考資料1
- ・一次相談窓口の職員向け研修会の開催 ※参考資料2
- ・「支援者向け成年後見制度活用に向けた手引き」を改訂し、研修会での周知やホームページへの掲載
- ・ニーズ調査の結果分析

◎協議内容

- ・講演会のテーマ設定や集客方法について
- ・申立て手続き支援機関のすみ分けや周知方法について

◎協議結果・今後に向けての意見

- ・「成年後見制度」という文言のみだと集客力に欠けるが、例えば「死後事務委任契約」などは、成年後見制度と違った場面になることから、誤解がないテーマ設定や周知が必要である。
- ・一次相談機関で市民から相談を受ける者が、まずは正しく制度を理解する必要がある。その上で、制度の理解や利用を市民へ広げていく形が望ましい。また、相談の主訴に応じてどこの窓口へ繋ぐべきか見極めるという部分も非常に重要。
- ・成年後見制度の概要や利用相談であれば、一次相談窓口で対応できるが、申立てに係る書類作成等の具体的な手続きは非弁・非司行為であるため、次の窓口へ繋ぐ必要がある。しかしながら、相談者側はその点を区別せず相談に訪れることから、中核機関として、どのような姿勢で対応していくか議論が必要である。

② 相談機能

◎年度当初目標

- ・相談窓口を広く周知
- ・相談ケースを定期的に分析し、ニーズ等を検証する。
- ・親族が申立てを行う際の公的な支援の拡充の検討

◎令和5年度の活動

- ・相談窓口周知を目的としたチラシ・ポスターを公共施設や市内金融機関、医療機関等へ配布
- ・前年度に引き続き、「松戸市成年後見相談室」にて、市民や支援者からの相談に対応
- ・一次相談窓口において生じる課題について調査

◎協議内容・結果

- ・申立て手続きを行う際、相談者にとって**費用面**と**書類作成の煩雑さ**の2つが大きなハードルである。
費用面では、申立てに関する費用と書類作成を士業に依頼した際の報酬、後見人が就いた後にかかるランニングコスト（報酬）を整理して説明する必要がある。また、申立てにかかる書類作成は士業に依頼せず、自分でもできるものであることを相談者へ丁寧にお伝えすることが支援者としてやるべき第一段階なのではないか。
書類作成の煩雑さに関しては、裁判所が作成している「申立の手引き」に書類の書き方が丁寧に記載されているため、ハードルを下げるためにも、申立の手引きを見せて説明することも方法の一つである。

◎今後に向けて

- ・多くの一次相談窓口があるが、相談窓口の周知とともに、窓口職員の力量を育てていく必要がある。
- ・銀行や医療機関など、日頃から多くの市民に関わっている窓口の方々に対して、市民を一次相談窓口へ繋ぐ目安や繋ぎ方について、チェック項目や例があると早期発見にも繋がることから、指標の作成を検討する。

(②相談機能続き)

◎新規相談受付件数

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度 (1月末時点)
高齢者	106件	88件	210件	170件
障害者	81件	84件	80件	45件
合計	187件	172件	290件	215件

(参考)

ポスター (A3) 1,000枚

**高齢者・障害者のための
身近な相談窓口**

物忘れがあってこれから先が不安…

子どもに障害があるけれど自分が亡くなった後のことが心配

まずは、お住まいの地域の窓口にお気軽にご相談ください。

高齢者の総合相談窓口 高齢者いきいき安心センター(地域包括支援センター) 受付時間 平日8:30~17:00

中央	常盤平	小金
地区名	地区名	地区名
① 明第1 047-700-5981	① 常盤平 047-330-6150	① 小金 047-374-5221
② 明第2西 047-382-5707	② 常盤平団地 047-382-6535	② 小金原 047-383-3111
③ 明第2東 047-382-6294	③ 常盤平団地 047-382-6535	③ 新松戸 047-346-2500
④ 本庁 047-363-6823	④ 五香松飛台 047-385-3957	④ 馬橋西 047-711-9430
⑤ 矢切 047-710-6025	⑤ 六美六高台 047-383-0100	⑤ 馬橋 047-374-5533
⑥ 東部 047-330-8866		

障害者の総合相談窓口 福祉相談支援センター 受付時間 平日8:30~19:00

中央	常盤平	小金
地区名	地区名	地区名
① 明第1 047-308-9028	① 常盤平 047-388-6225	① 小金 047-712-2112
② 明第2西 047-366-1138	② 常盤平 047-388-6222	② 新松戸 047-712-2126
③ 明第2東 047-366-1138	③ 常盤平 047-388-6222	③ 五香松飛台 047-388-6222
④ 本庁 047-366-1138	④ 常盤平 047-388-6222	④ 馬橋西 047-388-6222
⑤ 矢切 047-366-1138	⑤ 常盤平 047-388-6222	⑤ 馬橋 047-388-6222
⑥ 東部 047-366-1138	⑥ 常盤平 047-388-6222	⑥ 馬橋 047-388-6222

松戸市成年後見相談室

☎ 電話: 047-702-3033 (受付時間: 平日9:00~16:30) ☎ FAX: 047-702-7869

✉ メール: signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp

📍 住所: 松戸市松戸1292-1 シティハイブ松戸101

チラシ (A4・両面) 10,000枚

**高齢者・障害者のための
身近な相談窓口**

高齢者の病や障害のある方、そのご家族など、医療や生活に関することや、事故など、悩みごと、気になることがあればお近くの窓口までお電話ください。

毎忘れがあってお金のやりくりが難しい

まずは、お住まいの地域の窓口にお気軽にご相談ください。

高齢者の総合相談窓口 高齢者いきいき安心センター(地域包括支援センター) 受付時間 平日8:30~17:00

中央	常盤平	小金
地区名	地区名	地区名
① 明第1 047-330-6150	① 常盤平 047-374-5221	① 小金 047-374-5221
② 明第2西 047-382-5707	② 常盤平団地 047-382-6535	② 小金原 047-383-3111
③ 明第2東 047-382-6294	③ 常盤平団地 047-382-6535	③ 新松戸 047-346-2500
④ 本庁 047-363-6823	④ 五香松飛台 047-385-3957	④ 馬橋西 047-711-9430
⑤ 矢切 047-710-6025	⑤ 六美六高台 047-383-0100	⑤ 馬橋 047-374-5533
⑥ 東部 047-330-8866		

障害者の総合相談窓口 福祉相談支援センター 受付時間 平日8:30~19:00

中央	常盤平	小金
地区名	地区名	地区名
① 明第1 047-308-9028	① 常盤平 047-388-6225	① 小金 047-712-2112
② 明第2西 047-366-1138	② 常盤平 047-388-6222	② 新松戸 047-712-2126
③ 明第2東 047-366-1138	③ 常盤平 047-388-6222	③ 五香松飛台 047-388-6222
④ 本庁 047-366-1138	④ 常盤平 047-388-6222	④ 馬橋西 047-388-6222
⑤ 矢切 047-366-1138	⑤ 常盤平 047-388-6222	⑤ 馬橋 047-388-6222
⑥ 東部 047-366-1138	⑥ 常盤平 047-388-6222	⑥ 馬橋 047-388-6222

松戸市成年後見相談室

☎ 電話: 047-702-3033 (受付時間: 平日9:00~16:30) ☎ FAX: 047-702-7869

✉ メール: signal-eyes@kve.biglobe.ne.jp

📍 住所: 松戸市松戸1292-1 シティハイブ松戸101

③ 利用促進機能 a) 受任者調整等の支援 (④後見人支援機能を兼ねる)

◎年度当初目標

- ・成年後見人等（以下、後見人等）が選任されたあと、後見人等がスムーズにチームの一員となる。
- ・後見人等の選任後、スムーズな支援ができる仕組みづくり（本人を支える支援チームの形成）

◎令和5年度の協議内容・意見

- ・今まで全く関わりがなかった後見人等が支援チームに加入する際、後見人等の立場と支援者側の双方で疑問が生じていることがある。その際に包括等が間に入り、スムーズに支援が開始できたケースもあるが、どのようにチームを作っていくかは、関わっている方によってまちまちである。
- ・後見人等が選任された場合、通常のケースであれば後見人等側から関係者に対して声掛けをしていくことが前提である。支援者側としては、本人に通知（審判書）が届いたが、こちらから後見人等にアクセスしてよいのかと思う場面もある。
- ・後見人等の権限や事実行為に対する認識が、双方で異なる場面があるため、ある程度共通認識を持つことが重要になってくるのではないかと。
- ・支援者側としては後見人等がどのような方向性で進んでいるか、同じ見立てであるかという部分が不安に感じることがある。情報共有やケース会議の提案を考える場面もあるが、後見人等が専門職の場合は、連絡すること自体、敷居が高いと感じてしまう。

◎協議結果

- ・「支援者向け成年後見制度活用に向けた手引き」に、上記の意見を考慮した上で、以下の点を記載する。

- ①後見人等が選任されたあと、支援者等が伝えるべき情報について
- ②後見人等の具体的な職務について
- ③審判がおりたあと、後見人等が活動できるようになるまでの流れ

→令和5年11月に「支援者向け成年後見制度活用に向けた手引き」第3版を発行。

市内の地域包括支援センターや基幹相談支援センター、居宅介護支援事業所等の関係機関計203ヶ所に配布。

③ 利用促進機能 b) 担い手の育成・活動の促進

◎年度当初目標

- ・市民後見協力員の活動を周知
- ・市民後見協力員の活動の場を増やす
- ・将来的に市民後見人への移行を視野に入れた市民後見協力員のスキルアップ

◎令和5年度の活動

- ・11月22日に松戸市成年後見相談室にて「成年後見制度勉強会」を開催。午前中は市民後見協力員向けのスキルアップを目的とした講座を開催し、26名が参加。
午後は、市民や地域包括支援センター等の支援者にも対象を広げ、制度の説明から申立て手続き、事例検討を会場とオンラインのハイブリット形式行い、会場は13名、オンラインでは7名が参加。

内容	講師
・法人後見の仕組み ・意思決定支援について	弁護士 萩原 得誉先生
・成年後見制度とは	弁護士 藤吉 彬先生

(アンケート結果・一部抜粋)

*市民後見協力員

- ・改めて意思決定支援についての大切さを学んだ。今後の活動に活かしていきたい。
- ・事例では、他の参加者の考えを聞くことができ、気づきになった。
- ・今後の活動の参考になった。

*市民・地域包括支援センター職員等

- ・初めて参加し、とてもよかった。今後もこのような勉強会に参加してみたい。
- ・保佐・補助の役割やできる範囲を事例を用いて確認することができてよかった。

◎今後に向けて

- ・今年度、協議会では本機能についての議論に至らなかった。
- ・引き続き、市民後見協力員の周知や活動の場を増やすこと等を検討していく。
- ・勉強会に関しては、ニーズに合った内容で開催できるよう、アンケートをもとにテーマを検討する。 7

③ 利用促進機能 c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行

◎年度当初目標

- ・成年後見制度へ移行が必要なケースや困難事例を検討する場を増やす
- ・支援者とのスムーズな連携

◎令和5年度の協議内容

- ・後見制度へ移行するタイミングの見極めが難しい。また、ケース会議等で成年後見制度へ移行する方向性となっても、手続きを進めるのが誰という主軸が決まらなると移行までに時間を要する。
- ・社協の専門員をはじめ、本人の身近にいる支援者に成年後見制度の知識があれば、移行のタイミングを判断しやすくなるのではないか。その際、弁護士や司法書士が助言できる立場で介入し、一緒に検討していくことも有効な手段だと考える。
- ・外部の知識がある方にご助言いただくことは有効とも思うが、日々関わっている支援者から現場での意見をいただきながら進んでいるところもあるため、うまくかみ合いながら進めるかどうか懸念もある。

◎協議結果・今後に向けての意見

- ・ケース会議の場などに専門職が入り、申立て支援が必要なケースに関してはそのまま支援に入れるという体制があれば、スムーズな移行に繋がる可能性がある。
- ・今後、中核機関として、検討の場（ケース会議）に専門職を派遣するのか、別の形で関わっていくのか、慎重に検討していく必要である。

④ 後見人支援機能

◎年度当初目標

- ・親族後見人のニーズを把握

◎令和5年度の課題・今後に向けて

- ・松戸市成年後見相談室を親族後見人からの相談窓口として位置付け、周知を行っているが、相談はほとんどない状況である。家庭裁判所でのチラシの配布状況や親族後見人から他の一次相談窓口への相談状況を確認し、引き続きニーズ把握に努める。

⑤ その他

◎令和5年度の動き

- 本市における公的支援の実施状況報告
- 地域ケア会議からみる成年後見制度に関する課題の共有

◎意見

- 市長申立に時間がかかっているように感じる。類型でみると「後見」が大多数を占めており、申立てを検討する時点で既に切羽詰まっている状況だと思われるので、もう少し短縮できる工夫が必要。
- 申立て支援を費用助成という形だけではなく、実際の手続き自体を中核機関でお手伝いする形も検討してほしい。
- 申立て費用助成について、依頼された専門職が費用を立て替えることがあるが、審判が下りた案件のみ助成の対象であり、申立てたが審判に至らなかったケース等は対象とならないため、専門職はリスクを抱えながら、支援を行っている。
- 「成年後見制度を活用したほうが良いと思うが、制度に繋がっていない方が地域の中に多くいる」という現状を業務の中で感じており、それは財産に余裕がある方、ない方どちらにも制度に繋がらない理由がある。どのようにすればうまく制度に繋がられるのか一つの課題である。
- 支援者に成年後見制度の知識があったとしても、制度利用を勧めたり、提案するタイミングは信頼関係に影響することもあるため難しい。（支援者の知識とタイミングを判断するスキルの重要性）

◎今後に向けて

- 市長申立に関して、ご意見のとおり、時間を短縮する工夫が必要であったため、8月から課内の運用を見直した。戸籍調査に時間を要するため、限度はあるが、今後も迅速に対応できるよう努める。
- 申立て費用助成は、近隣市で実施している自治体がなく、実施していても申立てにかかる実費のみの助成としている市区町村が大半を占めている。課題が生じていることは認識しているが、解決に向けた協議は、他市区町村の動向にも注視しながら進めていく。
- 成年後見制度活用に向けた支援は、様々な場面で困難が生じやすく、チームで支援していくことが望ましい。また、支援者の経験の積み重ねも非常に重要になってくることから、より多くのケースに触れられる場の創出を検討する。

令和6年度 松戸市成年後見制度利用促進協議会について

◎開催日程

- 令和6年度は年4回開催予定。松戸市成年後見制度利用促進協議会設置要綱に基づき委員の任期は2年であるため、改選は行わない。

	日にち	時間	場所
第1回	令和6年 5月21日(火)	15時00分～	市役所新館7階大会議室
第2回	8月20日(火)	15時00分～	〃
第3回	11月19日(火)	15時00分～	〃
第4回	令和7年 2月18日(火)	15時00分～	〃

※現時点での予定であり、変更となる可能性があります。

◎テーマ

- 次ページの機能別目標や取組み案の中から、優先的に取り組むべきことを検討し、協議会内でのテーマとする。

各機能の目標と達成に向けた取り組み（案）

	目標	目標達成に向け必要な取り組み
①広報	<ul style="list-style-type: none"> 支援者側も成年後見制度を正しく理解する 権利擁護支援ニーズに気付いた際の繋ぎ先の周知 支援者向け手引きの活用率をあげる 	<ul style="list-style-type: none"> 市内各圏域に出向き、講演会および個別相談会を実施 権利擁護支援が必要な場合の繋ぎ先を明確化 様々な会議体などで支援者向け手引きを紹介する
②相談	<ul style="list-style-type: none"> 相談窓口を広く周知 申立てまで切れ目のない支援を行う 相談ケースを定期的に分析し、ニーズ等を検証する。 一次相談窓口対応職員のスキルアップ 	<ul style="list-style-type: none"> 様々な媒体で、定期的に制度や相談窓口の情報を発信する 専門職の助言や申立て支援が必要な場合の対応方針を検討 一次相談窓口の職員向け研修会を開催
③利用促進	a) 受任者調整等の支援	
	<ul style="list-style-type: none"> 関係者間において、本人にとって成年後見制度の申立ての必要性や制度利用後に必要となる支援の共有 	<ul style="list-style-type: none"> 支援者は相談を通じて情報収集を行うスキルを身に付ける 関係者がチームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践できるよう、研修会を開催
	b) 担い手の育成・活動の促進	
	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見協力員の養成 市民後見協力員の活動の場を増やす 実情に合わせた研修会や勉強会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 市民後見協力員養成講座の開催 現在の市民後見協力員の活動状況を整理、他に活動できる場があるか調査
④後見人支援	c) 日常生活自立支援事業等関連制度からのスムーズな移行	
	<ul style="list-style-type: none"> スムーズな移行を実現するための体制を確立 	<ul style="list-style-type: none"> スムーズに移行が進まないケースの分析 ケース会議へ専門職の派遣を検討
	<ul style="list-style-type: none"> 親族後見人等のニーズを把握 後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チームがスムーズに支援を開始するための体制を整備する 	<ul style="list-style-type: none"> 松戸市成年後見相談室において、親族後見人からの相談内容からニーズを把握 スムーズな支援開始を阻害するものがある場合は、解決策の提案